

広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項

【 募集期間 】

令和5年5月1日(月) から 5月17日(水) まで
(土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

【 無償提供していただくもの 】

● 広告入り窓口用封筒

市民・税務課等の窓口で来庁者が住民票等の各種証明書を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じて来庁者が自由に利用するものです。

(1) 規格及び作成予定枚数

- ・ A4版サイズ(角形2号) 20,000枚
- ・ A5版サイズ(角形6号) 10,000枚

※ 封筒の紙質は上質紙(白無地又は明るい地色)を使用し、刷り色は2色以内とします。

※ 作成予定枚数は年間使用見込み枚数のため、必要に応じて増減します。

(2) 広告掲載範囲

- ・ 広告の大きさは、封筒の表面・裏面それぞれの下部の3分の1程度
- ・ 広告枠数は、表面・裏面のそれぞれ1～2枠とします。

※ 封筒面積の残り3分の2の部分は市の記載部分とし、記載内容は別途指定します。

※ 広告原稿は、令和5年9月8日(金)まで提出願います。

【 広告入り窓口用封筒の設置場所 】

岩沼市役所市民・税務課、岩沼西コミュニティセンター、岩沼市玉浦コミュニティセンターのほか市が指定する場所

【 無償提供の期間 】

令和5年11月1日から令和6年10月31日までの1年間とします。

【 提出書類 】

1. 広告入り窓口用封筒無償提供申込書(様式第1号)
2. 会社の登記簿謄本(提出期限前3か月以内のもの)
3. 納税証明書(直近事業年度で、提出期限前3か月以内のもの)
4. 会社概要(個人事業の場合は、事業主の身元証明書)

【 提出場所 】

岩沼市役所 市民経済部 市民・税務課に持参または郵送して下さい。
(令和5年5月17日(水) 午後5時15分まで必着のこと。)

【 決定方法 】

申込書を提出した者を対象に、無償提供者に関する取扱要領第10条の規定に基づき、「1者(事業主)」を決定します。

【 問い合わせ先 】

岩沼市役所 市民経済部 市民・税務課 戸籍住民係
電話：0223-23-0589

【 注意事項 】

1. この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
2. 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
3. 提出された書類は、原則として返却しません。
4. 申込みにあたっては、岩沼市有料広告掲載に関する要綱、岩沼市有料広告掲載に関する基準、岩沼市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領及び当該募集要項の内容を遵守すること。